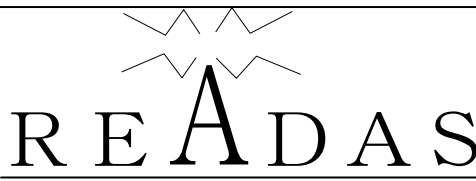


第 5203 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月 9日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 障害者控除と要介護認定

Q：母が認知になり要介護認定を受けました。この場合は、所得税の障害者控除の対象にもなるのですか？

A：市町村の認定を受けなければなりません。

【解説】

所得税では、本人や配偶者・扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定金額の所得控除を受けることができます。これを障害者控除といいます。対象となるのは、次のような人です。

- ①常に精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状態にある人
 - ②児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された人
 - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - ④身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人
 - ⑤精神又は身体に障害のある年齢が満65歳以上の人で、その障害の程度が①、②又は④に掲げる人に準ずるものとして市町村長等や福祉事務所長の認定を受けている人等
- なお、要介護又は要支援認定を受けた人であっても、障害者控除の適用を受けるためには、別途、市町村から障害者控除対象者認定書の交付を受けることが必要ですので注意してください。

